

ASBJ/EFRAG/OIC 御中

2014年9月17日

(一社)日本経済団体連合会

企業会計委員会企画部会

ディスカッション・ペーパー「のれんはなお償却しなくてよいか  
ーのれんの会計処理及び開示」に対するコメント

のれんの償却・非償却の議論は、日本企業及び日本の市場関係者皆にとって、重大な関心事であり、今回の DP で、「のれんの償却処理を再導入すべき」という方向で取りまとめが行われたことには感謝したい。

我々経団連は、「アジェンダ協議 2011」において、のれんを償却する方向で、IFRS を改善すべきと主張した。加えて、現在、企業会計基準委員会(ASBJ)において開発されている「修正国際基準(JMIS)」においても、のれんを償却するように IFRS の規定を削除・修正することを求め、現在公表されている「修正国際基準(JMIS)」(案)において、この主張が盛り込まれた。償却処理の導入により、企業結合の収益費用の対応が可能となり、加えて、安易な M&A を回避することを通じて企業経営を規律付けるという効果をもたらす。また、会計処理として、コスト・ベネフィットのバランスが取れていると考えている。

尚、我々は、のれんの償却を求めると同時に、将来的に国際基準が収斂することを強く望んでいる。のれんの償却・非償却は、企業の国際競争力と直結する重要なテーマであり、現在 IASB 及び FASB で行われている議論を通じて、最終的に異なった結論に至ることは避けるべきである。したがって、IASB 単独ではなく、FASB も含めて、国際基準として会計処理を一本化するために本格的な議論を行うべきと考える。そして、最終的に、のれんを償却するモデルを軸として、国際的なコンバージェンスが実現することを切望している。そのために、経団連としても力を尽くしたいと考えている。

以下、個々の質問への回答である。のれんの償却を再導入する提案には賛同するものの、減損テスト及び開示の提案が、減損テストの厳格化、開示の拡充を意図したものとなっている点には反対である。つまりは、本 DP は「のれん償却の再導入」「減損テストの改善」「開示の改善」の3つの柱で構成されているが、「減損テストの改善」及び「開示の改善」が、のれんの非償却を前提に記載されており、3つの項目が有機的に結びついていない。償却処理を導入すれば、むしろ、減損テスト及び開示は簡素化されるべきであり、今後、のれんの償却と並行して、のれんの償却を導入した場合の減損テスト及び開示の簡素化の議論が行われるべきと考える。

### 質問 1

のれんを資産として認識し、その後の期間にわたり償却するという要求事項を設けるべきであることに同意するか。同意する場合、次のどの理由で償却を支持するのか。

- (a) 取得日時点で存在しているのれんは、時の経過に応じて消費され、自己創設のれんに置き換わる。したがって、のれんは、企業を取得するコストの一部としてその後の期間に配分すべきである。
- (b) 減損のみのモデルは、減損テストにおける仮定の使用（将来キャッシュ・フロー、永続的成長率、割引率）が多いため、十分な信頼性がない。
- (c) のれんの償却は、減損テストと相まって、より適切なコストと便益のバランスを達成する。

### (回答)

のれんの規則償却を再導入する提案に賛同する。以下の通り、「規則償却+減損モデル」が、理論的にもコスト・ベネフィットの面でもより優れていると考えており、「規則償却+減損モデル」を再導入すべきである。

特に、(a)の理由が最も本質的である。規則償却処理を導入することで、企業結合の成果たる収益と、その対価の一部を構成する投資消去差額の償却という費用の対応が可能となる。また、のれんの規則償却は、投資原価を越えて回収された超過額を企業にとっての利益とみる考え方と首尾一貫している。加えて、のれんは、時間の経過とともに自己創設のれんに入れ替わるため、消耗資産であるのれんを償却せずに価値の減少を認識しないことは、実質的な自己創設のれんの計上につながると考えている。のれんを規則的に償却することで、非償却による自己創設のれんの実質的な計上を回避することが出来る。

(b)の理由について、今回提案されている「規則償却+減損モデル」についても、減損のみのモデルと同様に減損テストを要求しており、様々な仮定・見積りを用いる点は同様であることから、「減損のみのモデル」について、「十分な信頼性がない」というのは言いすぎである。但し、規則償却を導入することで、減損リスクを低く抑えることができ、減損テストによる恣意的な見積りが行われるリスクが軽減されることから、「規則償却+減損モデル」の方が、「減損のみのモデル」よりも、会計数値の客観性、信頼性が確保されと考えている。尚、償却期間の見積りが恣意的であるという主張があるが、経営者は、企業買収に際して、投資回収期間を設定するのが通常であり、この期間をベースに償却期間を決定することで、当該期間における収益と対応させることが可能となり、むしろ、経営者の買収の意図を会計処理に適切に反映することができる点で、経営実態に即していると考える。

(c)の理由についても賛同する。上記のように、「規則償却+減損モデル」の方が、会計理論的に妥当であり、数値の客観性・信頼性も高く、「減損のみのモデル」よりもベネフィットが高い。加えて、「減損のみのモデル」における毎年の減損テストには多大なコストがかかる一方で、「規則償却+減損モデル」は規則償却を行うことで減損リスクを低減することができ、コスト面でも実務に適った方法である。以上を総合すると、「規則償却+減損モデル」の方が、「減損のみのモデル」よりもコスト・ベネフィットのバランスが取れていると考える。

**質問 2**

のれんを償却するという要求事項を設けるとした場合、IASB が次のことを行うべきだと考えるか。

- (a) 償却期間をどのように決定すべきかを示す。
- (b) 最長の償却期間を示す。
- (c) 企業がどのように償却期間を評価すべきか（例えば、予想される回収期間又は主たる資産の耐用年数への参照）に関するガイダンスを示す。
- (d) 企業が適切と考える償却期間を選択することを認める。

**(回答)**

(a)～(d)の提案に、基本的には賛同する。但し、以下の点に留意されたい。

(b)について、10年～20年を軸に設定するのが妥当であると考えているが、個々の企業買収ごとに様々な特性があることから、合理的な反証があれば、より長い償却期間をとることが出来るような規定(反証可能な推定規定)を設けるべきである。

(c)について、DP84 項(c)の様なガイダンスは有用である反面、遵守すべき細則として取り扱われると形式的な判断を招来することから、あくまで参考として設定すべきである。尚、「企業は通常、以下の諸要因を考慮することになる」とされているが、「通常」という表現により、チェックリスト的な取扱いを招く恐れがあるから、この表現は削除すべきである。

(d)について、企業の経営実態を最も的確に判断できるのは企業経営者であることから、企業が、実態に合致する償却期間を選択することを認めるべきと考える。

**質問 3**

本 DP は、IAS 第 36 号における多くの領域についてガイダンスの改善の必要性を示している。IASB が以下の事項に関してガイダンスの改善ないしは追加的なガイダンスの提供を行うべきだと考えるか。

- (a) のれんの回収可能価額を算定する方法
- (b) 使用価値の適用
- (c) 資金生成単位の識別及び各単位へののれんの配分
- (d) 割引率の選択

ガイダンスの改善ないし追加が必要ではないと考える場合、当該理由を示していただきたい。改善について具体的な提案がある場合は、その内容を記載していただきたい。

**(回答)**

(a)～(d)のガイダンスは、のれんの非償却を前提としており、同意しない。ガイダンスの改善・追加を行うのであれば、のれんの償却の再導入を前提に、減損テストの簡素化を目的とすべきで

ある。この点、のれんの償却を再導入した場合には、のれんの消費が事後測定に反映されているので、毎年の減損テストを要求するのではなく、減損の兆候がある場合に限定すべきである。償却を前提とすれば、減損テストを兆候がある場合に限定した場合でも、減損テストの認識タイミングが遅れるという問題は発生せず、コスト・ベネフィットの観点からも優れていると考えている。

#### 質問 4

本 DP は、のれんの減損テストに関して、いくつかの考え得る新しい開示を示している。この点について、次のために IASB が要求事項の改善を検討すべきだと考えるか。

- (a) 利用者がモデルの堅牢さと企業の現在の仮定を理解するのに役立つ。
- (b) 企業による過去の仮定の「合理性」に対する確認を提供する。
- (c) 利用者が将来の減損を予測するのに役立つ。

#### (回答)

(a)～(c)の開示提案には、強く反対する。IAS 第 36 号及び IFRS 第 3 号における開示要求は既に広範であり、これ以上の開示要求は、コストに見合う便益をもたらさない。また、現在、IASB において検討されている開示フレームワークとの検討と整合性を取るべきであり、拙速に開示を拡充する提案には賛同できない。消耗資産であるのれんを非償却とすれば、理論的に、将来的に減損処理は必ず発生するはずであり、それゆえに、実務的に困難を伴う厳格な減損テストが必要となる。この点を開示要求の充実で補おうとすること自体が間違いであり、まずは、会計処理の見直し、すなわち償却処理の再導入で対応すべきである。のれん償却の再導入を前提とした場合には、むしろ開示を簡素化する方向で検討がなされるべきと考える。

#### < (a) 割引率へのインプット、140 項～144 項 >

割引率を、対象期間別や、時系列の推移とその変化の理由、織り込んだ流動性プレミアムなどを、資金生成単位別に開示することを示唆しているが、賛同しない。企業には多くの資金生成単位があり、開示が膨大となる一方で、利用者がその様な詳細なデータをどの様に投資判断に有効活用するのか全く不明である。

#### < (b) 差異の分析、146 項～149 項 >

過去の予測と実際の結果の差異に関する開示要求には、賛同しない。ここでは、企業が過去に行った予測情報と実際の結果との差異の開示を要求しているが、予測情報は、企業の経営判断や事業環境の捉え方を示すものであり、それを一律に開示することは内部情報の過度な流出につながり、企業価値を損ねる。加えて、予測とそれに対応する実際の結果を特定して分析するのは困難が伴う。例えば、統合効果が超過収益力としてのれんを構成する場合、その後の経営環境の変化の中で、統合効果の実績のみを抽出して継続的に把握し、検証可能性のある情報として開示することは容易ではない。注記情報は、会計数値の客観性を裏付けるための情報であり、「差異の開示」はこの点を大きく逸脱する。

<(c)減損の予想時期、153 項～158 項>

企業が超過収益力を消費すると見込んでいる期間の開示要求を示唆しているが、賛同しない。このような企業の期待値による定量的開示は、会計情報としての説明責任を果たせず、監査対応も困難である。加えて、企業の内部情報の過度な流出につながり、企業価値を損ねる。

<(c)将来の減損を示す取得の特徴、159 項～161 項>

市場価格を超えて支払ったプレミアムの金額の、開示要求を示唆しているが、強く反対する。企業結合の対価の決定は当事者間の交渉事で決まるものであり、最終的な対価は最善の見積であり、これとは別に客観的な市場価額を算定するなど不可能である。加えて、このような開示は、企業に大きな事業上の被害(訴訟など)をもたらす可能性を孕む。企業側の多大なコスト、リスクを省みず、向う見ずな開示提案を行うべきではない。

<(c)のれん合計額の調整表、162 項>

のれんの、資金生成単位への配分の完全な調整表の開示要求を示唆しているが、強く反対する。内部の組織構造が頭わになることで、企業に大きな事業上の被害をもたらす一方で、利用者に対して、現行で要求されている「のれんが多額にある資金生成単位の開示」を超えて、便益を提供するものとはならないと考える。

**質問 5**

IAS 第 38 号では、耐用年数を確定できない無形資産は償却しないが、少なくとも毎年減損テストを行うことを要求している。のれんを償却するという要求事項を設けるとした場合、同一の要求事項を、耐用年数を確定できない他の無形資産に拡張すべきだと考えるか。さらに、のれんを償却するという要求事項を設けるとした場合、無形資産をのれんと区別して識別するという現行の要求事項を再検討すべきだと考えるか。再検討すべきと考える場合、どのようにすべきか。

**(回答)**

のれんを取得コストとして、取得の効果の及ぶ期間にわたって収益と対応させるべく償却するのであれば、企業結合の目的ではない無形資産を、のれんとは別に識別すべきではないと考える。このように、企業結合目的では無い無形資産を識別しないのであれば、基本的には、全ての無形資産について耐用年数を確定すべきである。しかしながら、電話加入権や期限の定めのない借地権等、時間の経過とともに減価する性質のものではない無形資産が存在することも配慮すべきである。

以上